

子育て短期支援事業のご案内

お子さんの保護者が病気・出産・育児疲れ等の理由で家庭での養育が一時的に難しい場合に児童養護施設等にあずけることができる「ショートステイ事業」、お子さんの保護者が仕事等の理由で平日の夜間または休日にあずけることができる「トワイライトステイ事業」を実施しています。利用したい時は、事前に健康・こども課（こども家庭センター）に申請をしてください。

ショートステイ事業

★内容

- ・一時的に養育できない場合に短期間お子さんをあずかります。
- ・必要があれば親子で入所もできます。
- ・お子さんが一時的に保護者と離れることを希望した場合、お子さんをあずかります。

★期間

1回につき原則7日（24時間を1日とする）、1か月につき10日、1年度につき48日以内

トワイライトステイ事業

★内容

- ・仕事等で平日の夜間または休日に養育することができない場合にお子さんをあずかります。
- ・お子さんが一時的に保護者と離れることを希望した場合、お子さんをあずかります。

★期間

原則6カ月程度

★時間

平日 午後5時～午後9時（3時間未満）

休日 午前7時～午後9時（8時間未満）

利用できる施設

○鞍手乳児院：おおむね3歳未満、その保護者

○報恩母の家：おおむね3歳以上

○利用料金（1日あたり）

区分	ショートステイ事業			トワイライトステイ事業	
	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親等	夜間養護	休日預かり
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯のひとり親家庭	0円	0円	0円	0円	0円
・住民税非課税世帯 ・ひとり親家庭※1 ・養育者世帯	1,100円	1,000円	300円	300円	350円
・その他の世帯	5,350円	4,500円	750円	1,000円	1,500円

※1 扶養義務者と同居している場合は、扶養義務者が市町村民税課税世帯の場合を除く。



© 丹波市

利用の流れ

① 利用の相談

保護者が健康・こども課（こども家庭センター）の窓口で利用の相談をします。

【持ってくるもの】

- お子さんの健康保険証
- お子さんの子ども医療証
- 母子手帳

② 申請書の提出

利用を希望する日に施設の空きがあれば、保護者に申請書等を記入してもらいます。



③ 利用決定通知書を受け取る

健康・こども課（こども家庭センター）で申請内容を審査後、利用を決定し、保護者へ「利用決定通知書」を送付します。

（申請日から 1 週間前後で郵送します。）

④ 利用開始

利用を申請した期間、お子さんを施設であずかります。
※お子さんの送迎については、保護者にお願いしています。

⑤ 利用料の支払い

お子さんをお迎えの時に、施設へ利用料金をお支払いいただきます。



< 芦屋町子育て短期支援事業 申請時の注意点 >

○申請について

施設の受け入れ状況等の確認をしてから、申請をしていただくため、利用希望日の 2 日前・16 時までに役場窓口へお越しください。（緊急の入院、出産など、緊急時をご相談ください。）

土日・祝日をはさむ場合は、その日数を含まず、2 日前までに申請をお願いします。

※月曜日にご利用の場合は、木曜日までに申請をお願いします。



※そのほかご不明な点は下記へご連絡ください

【芦屋町役場 健康・こども課（こども家庭センター）】

TEL：093-223-3577